

2 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則

(昭和63.6.1、平成11.9.1変更、21.11.9全文変更)

第1章 総 則

(目的等)

第1条 この規則は、上場有価証券の発行者が行う会社情報の適時開示及び企業行動規範等について、必要な事項を定める。

2 上場有価証券の発行者は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

第2章 会社情報の適時開示等

(会社情報の開示)

第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、その決定理由又は発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。

(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次のaからa qまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a 会社法第199条第1項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集（処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあつては、これに相当する外国の法令の規定（上場外国会社（上場外国株券の発行者をいう。以下同じ。）である場合に限る。以下同じ。）によるものを含む。）若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集（処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。）又は株式若しくは新株予約権の売出し

b 前aに規定する募集若しくは売出しに係る発行登録（その取下げを含む。）又は当該発行登録に係る募集若しくは売出しのための需要状況の調査の開始

c 資本金の額の減少

d 資本準備金又は利益準備金の額の減少

e 会社法第156条第1項（同法第163条及び第165条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定による自己株式の取得

f 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て

fの2 前fに規定する新株予約権無償割当てに係る発行登録（その取下げを含む。）又は当該発行登録に係る新株予約権無償割当てのための需要状況若しくは権利行使の見込みの調査の開始

g 株式の分割又は併合

h 剰余金の配当

- i 株式交換
- j 株式移転
- j の 2 株式交付
- k 合併
- l 会社分割
- m 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- n 解散（合併による解散を除く。）
- o 新製品又は新技術の企業化
- p 業務上の提携又は業務上の提携の解消
- q 子会社等（法第166条第5項に規定する子会社をいい、上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）にあつては、その子会社、関連会社その他の当取引所が必要と認める者をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社等の異動を伴う事項
- r 固定資産（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第22号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。）の譲渡又は取得
- s リースによる固定資産の賃貸借
- t 事業の全部又は一部の休止又は廃止
- u 国内の金融商品取引所又は外国金融商品取引所等に対する株券等の上場の廃止又は登録の取消しに係る申請
- v 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
- w 新たな事業の開始（新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下同じ。）
- x 法第27条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又は法第24条の6第1項に規定する上場株券等の法第27条の22の2第1項に規定する公開買付け
- y 当該上場会社が発行者である法第27条の2第1項に規定する株券等に係る前 x 前段に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第31条に規定する買集め行為（以下この y において「公開買付け等」という。）に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買付け等に関する意見の公表若しくは株主に対する表示
- z 削除
 - a a 代表取締役又は代表執行役の異動
 - a b 人員削減等の合理化
 - a c 商号又は名称の変更
 - a d 単元株式数の変更又は単元株式数の定め廃止若しくは新設
 - a e 事業年度の末日の変更
 - a f 預金保険法（昭和46年法律第34号）第74条第5項の規定による申出
 - a g 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停手続による調停の申立て
 - a h 上場債券若しくは上場転換社債型新株予約権付社債券に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他上場債券若しくは上場転換社債型新株予約権付社債券に関する権利に係る重要な

事項

- a i 有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等（法第193条の2第1項の監査証明（以下「監査証明」という。）又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。）第1条の3に規定する監査証明に相当すると認められる証明（以下「監査証明に相当する証明」という。）をいう。以下同じ。）を行う公認会計士等の異動
 - a j 財務諸表等又は四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること
 - a j の2 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。）第15条の2第1項、第15条の2の2第1項、第17条の4第1項又は第17条の15の2第1項の規定に基づく当該各項に規定する承認申請書の提出（上場外国会社（その発行する上場外国株券が重複上場の場合に限る。）による本国の法令又は慣行を理由とするものを除く。）
 - a k 株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこと
 - a l 内部統制に開示すべき重要な不備がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出
 - a m 定款の変更
 - a n 上場優先株に係る株式の内容その他のスキームの変更
 - a o 全部取得条項付種類株式（会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。）の全部の取得
 - a p 株式等売渡請求（会社法第179条の3第1項に規定する株式等売渡請求をいう。以下同じ。）に係る承認又は不承認
 - a q a から前 a p までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (2) 次の a から y までに掲げる事実のいずれかが発生した場合
- a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
 - b 主要株主（法第163条第1項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）又は筆頭株主（主要株主のうち所有株式数（他人（仮設人を含む。）名義のものを含み、同項に規定する株式の所有の態様その他の事情を勘案して有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号。以下「取引規制府令」という。）で定めるものを除く。）の最も多い株主をいう。以下同じ。）の異動
 - c 特定有価証券（法第163条第1項に規定する特定有価証券をいう。以下この c において同じ。）又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止の原因となる事実
 - d 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
 - e 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
 - f 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
 - g 支配株主（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。）又は上場会

- 社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する主要株主（親会社を除き、自己の計算において所有している議決権と、当該主要株主の近親者（二親等内の親族をいう。以下同じ。）、当該主要株主及びその近親者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる企業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）及び当該会社等の子会社が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めている主要株主をいう。）をいう。以下同じ。）又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社の異動
- h 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）
 - i 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下「不渡り等」という。）
 - j 親会社等（親会社、財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社又はその親会社をいう。以下同じ。）に係る破産手続開始の申立て等
 - k 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。
 - l 主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の100分の10以上である取引先をいう。以下同じ。）との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止
 - m 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると当該取引所が認めるものに限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済
 - n 資源の発見
 - nの2 特別支配株主（会社法第179条第1項に規定する特別支配株主をいう。以下同じ。）（当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。）が当該上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定（公表がされた（法第166条第4項に規定する公表がされたをいう。）ものに限る。）に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。
 - o 株主による株式若しくは新株予約権の発行又は自己株式の処分の差止めの請求
 - p 株主による株主総会の招集の請求
 - q 保有有価証券（当該上場会社の子会社等の株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。）の全部又は一部について、事業年度又は四半期会計期間の末日における時価額（当該日の金融商品取引所における最終価格（当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格）により算出した価額）が帳簿価額を下回ったこと（当該上場会社が有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。）。
 - r 社債に係る期限の利益の喪失
 - s 上場債券又は上場転換社債型新株予約権付社債券に係る社債権者集会の招集その他上場債券又は上場転換社債型新株予約権付社債券に関する権利に係る重要な事実
 - t 有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う

公認会計士等の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）において、前号の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。）

u 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書（公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。）を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと（前号a jの2に掲げる事項について同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。）及び当該期間内に提出しなかったこと（当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。）並びにこれらの開示を行った後提出したこと。

uの2 開示府令第15条の2第3項、第15条の2の2第4項、第17条の4第4項又は第17条の15の2第4項に規定する承認を受けたこと又は受けられなかったこと。

v 財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書について、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は公認会計士等の「不適正意見」若しくは「否定的結論」若しくは「意見の表明をしない」若しくは「結論の表明をしない」旨（特定事業会社にあつては、継続企業の前提に関する事項を除外事項として公認会計士等の「除外事項を付した限定付意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」及び「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載されることとなったこと。

w 内部統制報告書に対する内部統制監査報告書について、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されることとなったこと。

x 株式事務代行委託契約の解除の通知の受領その他株式事務を当取引所が承認する株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれが生じたこと又は株式事務を当取引所が承認する株式事務代行機関に委託しないこととなったこと。

y aから前xまでに掲げる事実のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

（平成22.2.10、22.6.30、23.4.22、24.4.1、25.9.13、26.4.1、27.5.1、令和2.11.1、3.3.1変更）

（子会社等の情報の開示）

第3条 上場会社は、その子会社等が次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては当取引所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと当取引所が認めるものを除く。）は、その決定理由又は発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、当該子会社等について次のaからsまでに掲げる事項のいずれかを行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

a 株式交換

b 株式移転

bの2 株式交付

- c 合併
 - d 会社分割
 - e 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
 - f 解散（合併による解散を除く。）
 - g 新製品又は新技術の企業化
 - h 業務上の提携又は業務上の提携の解消
 - i 孫会社（施行令第29条第2号に規定する孫会社をいい、上場外国会社（当取引所が必要と認める者に限る。）にあつては、その子会社等の子会社等をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う事項
 - j 固定資産の譲渡又は取得
 - k リースによる固定資産の賃貸借
 - l 事業の全部又は一部の休止又は廃止
 - m 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
 - n 新たな事業の開始
 - o 法第27条の2第1項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又は法第24条の6第1項に規定する上場株券等の法第27条の22の2第1項に規定する公開買付け
 - p 商号又は名称の変更
 - q 預金保険法第74条第5項の規定による申出
 - r 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく特定調停手続による調停の申立て
 - s a から前 r までに掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (2) 上場会社の子会社等に次の a から l までに掲げる事実のいずれかが発生した場合
- a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
 - b 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があつたこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
 - c 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があつたこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。
 - d 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発
 - e 債権者その他の当該子会社等以外の者による破産手続開始の申立て等
 - f 不渡り等
 - g 孫会社に係る破産手続開始の申立て等
 - h 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。
 - i 主要取引先との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停

止

j 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長（債務の免除に準ずると当取引所が認めるものに限る。）又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

k 資源の発見

l a から前 k までに掲げる事実のほか、当該子会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3) 上場会社が連動子会社（取引規制府令第49条第11号に規定する連動子会社をいう。以下同じ。）を有している場合には、前2号のほか、当該連動子会社が次の a 又は b に該当する場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。）

a 連動子会社の業務執行を決定する機関が当該連動子会社について法第166条第2項第5号イからチまでに掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

b 連動子会社に法第166条第2項第6号イ又はロに掲げる事実が発生した場合

（平成22.2.10、令和2.11.1、3.3.1変更）

（決算短信等）

第4条 上場会社は、事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

（平成22.6.30、29.3.31変更）

（予想値の修正等）

第5条 上場会社は、当該上場会社の属する企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第4条第1項第1号に規定する企業集団をいう。以下同じ。）の売上高、営業利益、経常利益又は純利益（上場会社が I F R S 任意適用会社（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準により財務諸表等又は四半期財務諸表等を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。以下同じ。）である場合は、売上高、営業利益、税引前利益、当期利益又は親会社の所有者に帰属する当期利益）について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値）に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして当取引所が定める基準に該当するものに限る。）が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

（平成22.6.30変更）

2 上場会社は、当該上場会社の剰余金の配当について予想値を算出した場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

3 上場会社は、法第166条第2項第3号に掲げる事実が生じた場合（前2項に規定する場合を除く。）又は同条第2項第7号に掲げる事実が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

（平成22.6.30変更）

4 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する第1項の規定の適用については、同項中「当該上場会社の属する企業集団（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第4条第1項第1号に規定する企業集団をいう。以下同じ。）」とあるのは「当該上場会社」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」とする。

(平成22. 6. 30追加)

第6条 削 除 (平成22. 2. 10変更)

(上場外国会社による情報の開示)

第7条 上場外国会社は、第2条から第5条までのほか、次の各号に掲げる事実が発生した場合は、その発生経緯その他の当取引所が投資者の投資判断上重要と認める内容を、直ちに、開示しなければならない。

- (1) 株主又は会社の業績に重大な影響を与える会社制度に関する本国の法令等の変更
- (2) 外国において発生した上場外国株券又は上場外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券等の流通に重大な影響を与える事実

(平成22. 2. 10変更)

(上場廃止等に関する開示)

第8条 上場会社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める書面を当取引所に提出したときは、直ちに当該書面を開示しなければならない。

- (1) 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第1項第4号に規定する上場時価総額が20億円未満である場合に該当した場合
同号に規定する書面
- (2) 株券上場廃止基準第2条第1項第2号b (同条第3項第4号による場合を含む。)に規定する流通株式数が上場会社の事業年度の末日において上場株式数の5%未満である場合に該当した場合
株券上場廃止基準の取扱い1(1)1に規定する公募、売出し又は数量制限付分売予定書
- (3) 株券上場廃止基準第2条第1項第4号 (同条第2項第4号による場合を含む。)に規定する上場時価総額が5億円未満である場合に該当した場合
同号に規定する書面
- (4) 株券上場廃止基準第2条の2第1項第3号 (同条第2項第3号による場合を含む。)に規定する上場時価総額が2億円未満である場合に該当した場合
同号に規定する書面
同号に規定する書面

(平成26. 1. 23、30. 3. 31変更)

(債務超過の解消に向けた計画等の開示)

第8条の2 上場会社はその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合は、当該事業年度の末日から起算して3か月以内 (天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由により、3か月以内に開示することが困難であると当取引所が認める場合は、この限りでない。)に、債務超過を解消するための取組み及びその実施時期について記載した計画を開示しなければならない。

(令和2. 11. 1追加)

- 2 上場会社は、前項に規定する計画を開示してから債務超過を解消するまでの間、各事業年度若しくは各四半期累計期間又は各連結会計年度若しくは各四半期連結累計期間に係る決算の内容を第4条の定めるところにより開示するまでの間において、前項により提出した計画の進捗状況について開示しなければならない。

(令和2. 11. 1追加)

(投資単位の引下げに関する開示)

第9条 上場内国会社（上場内国株券の発行者をいう。以下同じ。）は、上場内国株券の最近の投資単位（1単位当たりの価格をいう。以下同じ。）として当取引所が定める価格が50万円以上である場合は、事業年度経過後3か月以内に、第42条に規定する水準へ移行するための当該上場内国会社の投資単位の引下げに関する考え方及び方針等を開示しなければならない。

(財務会計基準機構への加入状況等に関する開示)

第9条の2 上場内国会社は、事業年度経過後3か月以内に、当該事業年度の末日における公益財団法人財務会計基準機構への加入状況（当該機構に加入していない場合は、翌事業年度以降における加入に関する考え方を含む。）を開示しなければならない。ただし、当取引所が定める場合は、この限りでない。

（平成22.2.10追加）

(MSCB等の転換又は行使の状況に関する開示)

第10条 上場会社は、当取引所が定める新株予約権付社債券等（以下「CB等」という。）であって、当取引所が定める発行条件が付されたもの（以下「MSCB等」という。）を発行している場合は、毎月初めに、前月におけるMSCB等の転換又は行使の状況を開示しなければならない。

2 上場会社は、MSCB等を発行している場合であって、月初からのMSCB等の転換累計若しくは行使累計又は同月中における開示後の転換累計若しくは行使累計が当該MSCB等の発行総額の10%以上となった場合には、直ちに当該転換又は行使の状況を開示しなければならない。

3 上場会社が発行する有価証券に係る法第2条第20項に規定するデリバティブ取引その他の取引が当該上場会社が発行するCB等と密接不可分の関係であって、かつ、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体としてMSCB等と同等の効果を有する場合には、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体としてMSCB等とみなして前2項の規定を適用する。

(支配株主等に関する事項の開示)

第11条 支配株主又は財務諸表等規則第8条第17項第4号に規定するその他の関係会社を有する上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、当取引所が定める支配株主等に関する事項を開示しなければならない。

2 上場会社が親会社等（親会社等が会社である場合に限るものとし、親会社等が複数ある場合にあっては、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいい、その影響が同等であると認められる場合にあっては、いずれか一つの会社をいうものとする。）を有している場合において、当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間（当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間。次項において同じ。）又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間（当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間。次項において同じ。）に係る決算の内容が定まったときは、上場会社は、直ちにその内容を開示しなければならない。

（平成22.2.10追加）

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、上場会社は同項に規定する開示を要しないものとする。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合であって、かつ、上場会社が当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち上場会社の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することを当取引所に書面により確約したときは、この限りでない。

(1) 当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合

(2) 当該親会社等が外国の金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券等の発行者

である場合

(3) 当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容を把握することが困難であると当取引所が認める者である場合

(4) その他当取引所が適当と認める者である場合

(平成22. 2. 10追加)

(適時適切な会社情報の開示の実践)

第12条 この章の規定は会社情報の適時開示等について上場会社が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、上場会社は、同章の規定を理由としてより適時、適切な会社情報の開示を怠ってはならない。

(会社情報の当取引所への説明)

第13条 上場会社は、第2条から前条までの規定に基づき会社情報の開示を行う場合は、あらかじめ当取引所に当該開示に係る内容を説明するものとする。

(開示前における自社のウェブサイト等での会社情報の取扱い)

第13条の2 上場会社は、第2条から第12条までの規定に基づき開示が求められる会社情報についてインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置こうとするときは、次条の定めるところにより当該会社情報が開示された時以後にこれを行うものとする。ただし、アクセス制御機能（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第3項に規定するアクセス制御機能をいう。）を付加するなど公衆による当該会社情報の開示前の閲覧を制限するための措置を講じる場合は、この限りでない。

(平成25. 6. 29追加)

(会社情報の開示の方法)

第14条 第2条から第12条までの規定に基づく会社情報の開示は、T D n e t（適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。）を利用して行うものとする。

2 前項の場合において、上場会社は、当該開示に係る資料をT D n e tにより当取引所に送信するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、上場会社は、当取引所所定の「会社情報の公開に関する通知書」及び当該開示に係る資料（以下「公開通知書等」という。）の当取引所への提出をもって同項に規定するT D n e tによる開示資料の送信に代えることができる。この場合において、当該上場会社が国内の他の金融商品取引所（T D n e tが設置されている金融商品取引所に限る。）に上場されている有価証券の発行者であるときは、当取引所が適当と認める書類を当該金融商品取引所に提出したときは、当取引所に対して公開通知書等の提出が行われたものとみなす。

4 上場会社は、当取引所が適当と認める場合には、公開通知書等のファクシミリによる送信をもって前項前段の規定による公開通知書等の提出に代えることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、第2条から第12条までの規定に基づく会社情報の開示は、T D n e tの稼働に支障が生じた場合その他当取引所が必要があると認める場合には、当取引所がその都度定める方法により行うものとする。

6 当取引所は、上場会社が第2項から前項までの規定により送信又は提出した資料を公衆の縦覧に供することができるものとする。

7 上場会社は、施行令第30条第1項第2号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の当取引所への

通知及び同項第4号の規定に基づく公開買付け等事実の当取引所への通知を行う場合には、第2条から第12条までの規定に基づく会社情報の開示に係る方法により行うものとする。

(平成24.4.1追加、24.6.8、25.9.6変更)

- 8 前2条、第6項、次条第1項及び第16条第1項の規定は、前項の施行令第30条第1項第4号の規定に基づく公開買付け等事実の当取引所への通知を行う場合について準用する。

(平成25.9.6追加)

(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)

第15条 上場会社は、当該上場会社の会社情報に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

- 2 前項の規定による照会に係る事実について開示することが必要かつ適当と当取引所が認める場合には、上場会社は、直ちにその内容を開示するものとする。

- 3 前2条の規定は、前項の規定に基づく開示について準用する。

(平成25.6.29変更)

- 4 第1項の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。

(1) 当取引所が上場株券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合（当取引所が、当取引所の市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含む。）

(2) 国内の他の金融商品取引所から、その市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため、上場会社に係る会社情報の発生から公表に至る経緯等に関する情報提供の要請があった場合において、当取引所が当該要請に応じることが相当と認めて、当該経緯等について照会を行った場合

(平成23.4.1変更)

(開示内容の変更又は訂正)

第16条 上場会社は、第2条から第12条まで又は前条第2項の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条の規定に基づき開示した決算の内容について有価証券報告書又は四半期報告書の提出前に変更又は訂正すべき事情が生じた場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものと当取引所が認める場合を除く。）の開示については、当該決算に係る有価証券報告書又は四半期報告書の提出後遅滞なく行えば足りるものとする。

(平成22.6.30変更)

- 3 第13条から第14条までの規定は、前2項の規定に基づく開示について準用する。

(平成25.6.29変更)

(情報取扱責任者の届出)

第17条 上場会社（その発行する上場外国株券が当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社を除く。次項において同じ。）は、情報取扱責任者（第15条第1項の規定に基づき当取引所が行う照会に対する報告その他会社情報の開示に係る連絡を掌る者をいう。）1名以上を当取引所が定める者から選定し、その者の氏名、役職名及び連絡先を当取引所に届け出るものとする。

- 2 上場会社は、前項の届出内容に変更がある場合は、その旨を当取引所に届け出るものとする。

第18条 削 除 (平成22. 6. 30変更)

(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)

第19条 上場会社(その発行する上場外国株券が当取引所以外を主たる市場とする上場外国会社を除く。)は、コーポレート・ガバナンスに関する事項について記載した報告書の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく変更後の報告書を提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該変更後の報告書を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(平成27. 6. 1変更)

- 2 前項前段の場合において、当該変更の内容が当取引所が定める事項に関するものであるときには、当該変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後遅滞なく変更後の報告書の提出を行うことができるものとする。

第3章 上場後の手続

第1節 書類の提出等

(書類の提出等)

第20条 上場会社は、当取引所が定めるところに従い、次の各号に掲げる書類を提出するものとし、当該書類のうち当取引所が必要と認める書類について当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- (1) 開示を要する決定事実に係る書類
- (2) 開示を要しない決定事実に係る書類
- (3) 発生事実に係る書類
- (4) 株主に発送する書類
- (5) 新株予約権の行使に係る書類
- (6) 上場外国会社による新株式発行状況等報告書
- (7) 分布状況表
- (8) テクニカル上場後の法定事後開示書類
- (9) 本国等の主務官庁等へ提出した書類
- (10) 上場外国会社が英語により記載される法定開示書類を提出する場合の書類

(平成22. 2. 10、25. 9. 13変更)

- 2 上場会社は、前項のほか、当取引所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとし、当該書類のうち当取引所が必要と認める書類について当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等)

第21条 上場会社は、第三者割当(開示府令第19条第2項第1号ヲに規定する第三者割当をいう。以下同じ。)による募集株式(有価証券上場規程第7条の3に規定する募集株式をいう。以下同じ。)の割当てを行う場合には、当取引所が定めるところにより、当該募集株式の割当てを行う者との間で、当該募集株式の譲渡を行った場合の報告及びその確約等を行うものとする。

(平成22. 2. 10、25. 9. 13変更)

第2節 株式事務等

(株式事務代行機関への委託)

第22条 上場内国会社は、株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関として当取引所が定めるものに委託するものとする。ただし、株券上場審査基準第4条第1項第9号ただし書に該当する上場内国会社については、この限りでない。

(適切な株式事務及び配当金支払事務の確保)

第23条 上場外国会社は、外国株券等実質株主（指定振替機関が定める外国株券等の保管及び振替決済に関する規則に規定する外国株券等実質株主をいう。以下同じ。）に対する当取引所が定める事務その他の株式事務及び配当金の支払事務が適切に行われることを確保するものとする。

(会社の代理人等の選定)

第24条 上場外国会社は、当取引所が定めるところにより、本邦内に住所又は居所を有する者であつて、当取引所との関係において一切の行為につき当該上場外国会社を代理又は代表する権限を有する者を選定するものとする。

(株式分割の効力発生日等)

第25条 上場内国会社は、上場内国株券について株式分割又は株式無償割当て（上場内国株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。）を行う場合には、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等の翌日を当該株式分割又は株式無償割当ての効力発生日として定めるものとする。

(平成22. 6. 30変更)

2 上場内国会社は、前項に規定する場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割又は株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して3日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。

(平成22. 6. 30、24. 4. 1、31. 7. 16変更)

(単元株式数)

第26条 上場内国株券の発行者は、上場内国株券の単元株式数を100株とするものとする。ただし、上場内国株券の単元株式数が1,000株である場合及び株券上場審査基準第4条第1項第10号ただし書の適用を受けて上場した場合には、この限りでない。

(平成24. 4. 1追加、令和3. 3. 1変更)

2 上場内国株券の発行者は、上場内国株券の単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設について取締役会決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社については、執行役の決定を含む。）を行う場合には、単元株式数を100株とするものとする。

(平成24. 4. 1第1項を第2項に繰下、27. 5. 1変更)

(公告に係る情報の広範な周知)

第27条 上場内国会社は、法令の定めるところにより公告を行う場合には、投資者に対する当該公告に係る情

報の広範な周知を図るものとする。

(権利確定のための期間又は期日の届出及び公告)

第28条 上場外国会社は、議決権を行使する者、配当若しくは株式の割当てを受ける者その他株主として権利を行使すべき者を確定するために当取引所が定める一定の期間又は期日を定める場合には、当該期間又は期日をその2週間前（当該上場外国会社の本国等（当該上場外国会社の本国及び当該上場外国会社が発行者である株券が上場又は継続的に取引されている外国の金融商品取引所等の所在する国又は地域をいう。以下同じ。）において要する届出及び公告の期限が当該期間又は期日の前2週間に満たない場合は、当該期限前）に当取引所に届け出るものとし、かつ、本邦内において公告するものとする。ただし、当取引所が定める場合の公告については、当該公告を省略することができる。

- 2 前項の公告は、日本語により行うものとする。
- 3 第1項の公告は、上場内国会社が行う公告に準じて行うものとする。

第4章 企業行動規範

第1節 遵守すべき事項

(書面による議決権行使等)

第29条 上場内国会社は、株主総会を招集する場合には、会社法第298条第1項第3号に掲げる事項を定めなければならない。ただし、株主（同項第2号に掲げる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）の全部に対して同法の規定に基づき株主総会の通知に際して委任状の用紙を交付することにより議決権の行使を第三者に代理させることを勧誘している場合は、この限りでない。

(上場外国会社における議決権行使を容易にする環境整備)

第30条 上場外国会社（その発行する上場外国株券が当取引所を主たる市場とする上場外国会社に限る。）は、株主総会の招集をする場合には、指図書（外国株券等実質株主が議決権行使の指示を行うための書面をいう。）及び外国株券等実質株主が議決権行使の指示を行うために十分な内容を記載した参考書類（議決権行使の指示について参考となるべき事項を記載した書類をいう。）を、当該株主総会の日々の2週間前までに、外国株券等実質株主に対して発送しなければならない。

(上場内国会社の機関)

第31条 上場内国会社は、次の各号に掲げる機関を置かなければならない。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役会、監査等委員会又は指名委員会等
- (3) 会計監査人

（平成27.5.1変更）

(独立役員の確保)

第31条の2 上場内国会社は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）又は社外監査役（会社法第2条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）

をいう。以下同じ。)を1名以上確保しなければならない。

(平成22.2.10追加、22.6.30変更)

(コーポレートガバナンス・コードを実施するか、実施しない場合の理由の説明)

第31条の3 上場内国会社は、別添「コーポレートガバナンス・コード」の各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を第19条に規定する報告書において説明するものとする。この場合において、「実施するか、実施しない場合にはその理由を説明する」ことが必要となる各原則の範囲については、次の各号に掲げる上場会社の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 本則市場(当取引所に上場する株券にかかる市場のうちセントレックスを除いた市場をいう。)の上場会社(第2号に該当する上場会社を除く。)

基本原則・原則・補充原則

(2) セントレックスの上場会社及び国内の他の金融商品取引所の本則市場以外の市場の上場会社

基本原則

(平成27.6.1追加)

(社外取締役の確保)

第31条の4 上場内国会社は、社外取締役(会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。)を1名以上確保しなければならない。

(令和3.3.1追加)

(公認会計士等)

第32条 上場内国会社は、当該上場内国会社の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任しなければならない。

(上場会社監査事務所等による監査)

第32条の2 上場内国会社は、日本公認会計士協会の上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所(同協会の同制度に基づき準登録事務所名簿に登録されている監査事務所を含む。)の監査を受けなければならない。

(平成24.6.8追加)

(業務の適正を確保するために必要な体制整備)

第33条 上場内国会社は、当該上場内国会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他上場内国会社の業務並びに当該上場内国会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備(会社法第362条第4項第6号、同法第399条の13第1項第1号ハ若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。)を決定するとともに、当該体制を適切に構築し運用しなければならない。

(平成24.6.8、27.5.1変更)

(第三者割当に係る遵守事項)

第34条 上場会社は、第三者割当による募集株式等(募集株式並びに会社法第238条第1項に規定する募集新株予約権(処分する自己新株予約権を含む。))及びこれに相当する外国の法令の規定により割り当てる新株予約権をいう。以下同じ。)の割当てを行う場合(当取引所が定める議決権の比率が25%以上となる場合に限る。)又は当該割当て及び当該割当てに係る募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合は、次の各号に掲げる手続のいずれかを行わなければならない。ただし、当該割当ての緊急性が極

めて高いものとして当取引所が定める場合はこの限りでない。

- (1) 経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手
- (2) 当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認

(平成22. 2. 10、22. 6. 30変更)

(株式分割等)

第35条 上場会社は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更を行ってはならない。この場合において、単元株式数の変更と同時にを行うことにより、株主総会における議決権を失う株主が生じない株式併合は、流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式併合には含まないものとする。

(平成26. 7. 1変更)

(MSCB等の発行に係る遵守事項)

第36条 上場会社は、MSCB等を発行する場合には、MSCB等を買受けようとする者によるMSCB等の転換又は行使の制限について当取引所が定める措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、当取引所が定める場合には適用しない。
- 3 第10条第3項の規定は、前2項の規定を適用する場合について準用する。

(買収防衛策の導入に係る遵守事項)

第37条 上場会社は、買収防衛策（上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行を行うこと等により当該上場会社に対する買収（会社に影響力を行使しうる程度の数の株式を取得する行為をいう。以下同じ。）の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるものをいう。以下同じ。）を導入（買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。）する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 開示の十分性

買収防衛策に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと。

- (2) 透明性

買収防衛策の発動（買収防衛策の内容を実行することにより、買収の実現を困難にすることをいう。以下同じ。）及び廃止（買収防衛策として発行された新株又は新株予約権を消却する等導入された買収防衛策を取り止めることをいう。）の条件が経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと。

- (3) 流通市場への影響

株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収防衛策でないこと。

- (4) 株主の権利の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収防衛策であること。

(MBOに係る遵守事項)

第38条 上場会社が、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け（公開買付者が公開買付対象者の

役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であつて公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含む。) に関して、第2条第1号yに定める意見の公表又は株主に対する表示を行う場合の適時開示は、必要かつ十分に行わなければならない。

(平成22.6.30変更)

(支配株主との重要な取引等に係る遵守事項)

第38条の2 支配株主を有する上場会社は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する事項の決定が当該上場会社の少数株主にとって不利益なものでないことに関し、当該支配株主との間に利害関係を有しない者による意見の入手を行わなければならない。

(1) 当該上場会社の業務執行を決定する機関が、第2条第1号a(第三者割当による募集株式等の割当て又は上場会社若しくはその子会社等の役員若しくは従業員に対する株式若しくは新株予約権の割当てその他の株式報酬若しくはストック・オプションと認められる募集株式等の割当てを行う場合に限る。)、e、iからmまで、oからsまで、wからyまで又はa oからa qまでに掲げる事項(支配株主その他当取引所が定める者が関連するものに限る。)のいずれかを行うことについての決定をする場合(同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)

(2) 当該上場会社の子会社等の業務執行を決定する機関が、第3条第1号aからeまで、gからkまで、n、o又はsに掲げる事項(支配株主その他当取引所が定める者が関連するものに限る。)のいずれかを行うことについての決定をする場合(同条の規定に基づきその内容の開示を要する場合に限る。)

(平成22.6.30追加、27.5.1、令和3.3.1変更)

2 上場会社は、前項各号に掲げる場合には、必要かつ十分な適時開示を行わなければならない。

(平成22.6.30追加)

(内部者取引の禁止)

第39条 上場会社は、当該上場会社の役員、代理人、使用人その他の従業員に対し、当該上場会社の計算における内部者取引(法第116条及び第167条の規定により禁止されている取引をいう。以下同じ。)を行わせてはならない。

(反社会的勢力の関与の禁止)

第40条 上場会社は、その経営に反社会的勢力関与を受けているものとして当取引所が定める関係を有してはならない。

(流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為等の禁止)

第41条 上場会社は、第29条から前条までの規定を遵守するほか、流通市場の機能又は株主の権利を毀損する行為、その他市場規制全般の趣旨に反すると当取引所が認める行為を行ってはならない。

第2節 望まれる事項

(投資単位の水準)

第42条 上場内国会社は、上場内国株券の投資単位が5万円以上50万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努めなければならない。

(売買単位の統一に向けた努力)

第42条の2 上場内国株券の発行者は、上場内国株券の単元株式数を100株とするよう努めなければならない。

(平成24. 4. 1追加)

(コーポレートガバナンス・コードの尊重)

第42条の3 上場会社は、別添「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨・精神を尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めなければならない。

(平成22. 2. 10追加、24. 4. 1第42条の2を第42条の3に繰下、27. 6. 1変更)

(取締役である独立役員の確保)

第42条の4 上場内国会社は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するよう努めなければならない。

(平成26. 2. 10追加)

(独立役員等に関する情報の提供)

第42条の5 上場内国会社は、独立役員に関する情報及び会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員の独立性に関する情報を株主総会における議決権行使に資する方法により株主に提供するよう努めなければならない。

(平成24. 6. 8追加、26. 2. 10第42条の4を第42条の5に繰下)

(議決権行使を容易にするための環境整備)

第43条 上場内国会社は、株主総会における議決権行使を容易にするため、当取引所が定める環境整備を行うよう努めなければならない。

第44条 削 除 (平成24. 6. 8変更)

(内部者取引等の未然防止に向けた体制整備)

第45条 上場会社は、その役員、代理人、使用人その他の従業者による内部者取引等(内部者取引及び法第167条の2の規定により禁止されている行為をいう。)の未然防止に向けて必要な体制を整備するよう努めなければならない。

(平成26. 4. 1変更)

2 上場内国会社は、前項に規定する体制の整備の一環として、J-I R I S S(日本証券業協会が運営する内部者登録・照合システムをいう。)への情報の登録を行うよう努めるものとする。

(令和2. 11. 1追加)

(反社会的勢力排除に向けた体制整備等)

第46条 上場会社は、反社会的勢力による被害を防止するための社内体制の整備及び個々の企業行動に対する反社会的勢力の介入防止に努めなければならない。

(会計基準等の変更等への的確な対応に向けた体制整備)

第46条の2 上場内国会社は、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。

(平成22. 2. 10追加)

(決算内容に関する補足説明資料の公平な提供)

第46条の3 上場会社は、第4条の規定に基づき開示した決算の内容について補足説明資料を作成し投資者へ提供する場合には、公平に行うよう努めなければならない。

(平成22. 6. 30追加)

第5章 実効性の確保

第1節 特設注意市場銘柄

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)

第47条 当取引所は、上場会社が次の各号に掲げる場合であつて、かつ、当該上場会社の内部管理体制の状況等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができる。

(1) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2、第12号（有価証券上場規程第3条の2の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合を除く。）、第19号又は第20号（同基準第2条第3項第4号、第2条の2第1項第5号又は同条第3項第2号による場合を含む。）に該当するおそれがあると当取引所が認めた後、当該各号に該当しないと当取引所が認めた場合

(2) 次のa又はbに該当する場合

a 上場会社が有価証券報告書等に虚偽記載を行った場合

b 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書又は四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が、四半期レビュー報告書については「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨（特定事業会社の場合にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」又は「意見の表明をしない」旨を含む。）が記載された場合。ただし、「意見の表明をしない」旨又は「結論の表明をしない」旨が記載された場合であつて、当該記載が天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものであるときを除く。

(3) 上場会社が第2章の規定に違反したと当取引所が認めた場合

(4) 上場会社が第4章第1節の規定に違反したと当取引所が認めた場合

(5) 次条第3項（第49条第7項において準用する場合を含む。）の規定により改善報告書を提出した上場会社において、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと当取引所が認めた場合

(平成25. 9. 13、30. 3. 31、令和2. 11. 1変更)

2 前項の規定により特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券の発行者である上場会社は、当該指定から1年経過後速やかに、内部管理体制の状況等について記載した当取引所が定める書面（以下「内部管理体制等確認書」という。）の提出を行わなければならない。

(平成25. 9. 13変更)

3 当取引所は、前項の規定により提出された内部管理体制等確認書の内容及び第8項の規定により報告された内容等に基づき内部管理体制の状況等の審査を行う。

(平成25. 9. 13変更)

4 当取引所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券を取り扱うものとする。

(1) 内部管理体制の状況等に問題があると認められない場合

特設注意市場銘柄の指定の解除

(2) 内部管理体制の状況等に問題があると当取引所が認める場合（株券上場廃止基準第2条第1項第11号の2cに規定する上場会社の内部管理体制の状況等について改善の見込みがなくなったと当取引所が認める場合を除く。）

特設注意市場銘柄の指定の継続

(平成25.9.13追加)

5 前項第2号の規定により特設注意市場銘柄の指定が継続された上場株券の発行者である上場会社は、第1項の指定から1年6か月経過後速やかに、内部管理体制等確認書の再提出を行わなければならない。

(平成25.9.13追加)

6 当取引所は、前項の規定により再提出された内部管理体制等確認書の内容及び第8項の規定により報告された内容等に基づき内部管理体制の状況等の審査を行う。

(平成25.9.13追加)

7 当取引所は、前項の審査の結果に基づき、内部管理体制の状況等に問題があると認められない場合は、特設注意市場銘柄の指定の解除を行う。

(平成25.9.13追加)

8 第1項の規定により特設注意市場銘柄へ指定された上場株券の発行者である上場会社は、当該上場会社の内部管理体制の状況等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

(平成25.9.13第4項を第8項に繰下)

第2節 改善報告書

(適時開示等に係る改善報告書の提出)

第48条 当取引所は、次の各号に掲げる場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社に対して、その経緯及び改善措置を記載した報告書（以下「改善報告書」という。）の提出を求めることができる。

(1) 上場会社が第2章の規定に違反したと当取引所が認める場合

(2) 上場会社が第4章第1節の規定に違反したと当取引所が認める場合

2 当取引所は、前項の規定により提出された改善報告書の内容が不十分であると認める場合には、当該上場会社に対してその変更を要請し、当該改善報告書の再提出を求めることができる。

3 上場会社は、前2項の規定により改善報告書の提出を求められた場合は、当該改善報告書を速やかに提出しなければならない。

4 当取引所は、上場会社が前項の規定により改善報告書を当取引所に提出した場合は、当該改善報告書（第2項の規定によりその内容が不十分であると認められた改善報告書を除く。）を公衆の縦覧に供するものとする。

(改善状況報告書等の提出)

第49条 前条第3項（第7項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により改善報

告書を提出した上場会社は、当該改善報告書の提出から6か月経過後、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した報告書（以下「改善状況報告書」という。）を速やかに提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当取引所は、前条第3項の規定により改善報告書を提出した上場会社に対して、当該改善報告書の提出から5年を経過するまでの間、当該上場会社の改善措置の実施状況及び運用状況に関し当取引所が必要と認めるときは、改善状況報告書の提出を求めることができる。
- 3 上場会社は、前項の規定により改善状況報告書の提出を求められた場合は、当該改善状況報告書を速やかに提出しなければならない。
- 4 当取引所は、上場会社が第1項又は前項の規定により改善状況報告書を当取引所に提出した場合は、当該改善状況報告書を公衆の縦覧に供するものとする。
- 5 前条第3項の規定により改善報告書を提出した上場会社は、当該上場会社の改善措置の実施状況及び運用状況に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。
- 6 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当該上場会社に対して改善報告書の提出を求めることができる。
 - (1) 第1項又は第3項に規定する改善状況報告書を速やかに提出しない場合において、当取引所が相当の期間を設けて定める提出期限までに提出しないとき。
 - (2) 第1項又は第3項の規定により提出された改善状況報告書の内容が明らかに不十分であると当取引所が認める場合
 - (3) 前項の規定に基づく報告を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるとき。
- 7 前条第2項から第4項までの規定は、前項の改善報告書について準用する。

（書類の提出等に係る改善報告書の提出）

第50条 当取引所は、上場会社が有価証券上場規程第3章又は第20条の規定に基づく書類の提出等を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社に対して、改善報告書の提出を求めることができる。

（平成23.4.1変更）

- 2 第48条第2項及び第3項の規定は、前項の改善報告書について準用する。

（確約等に係る改善報告書の提出）

第51条 当取引所は、上場会社が、第21条の規定に基づく募集株式の譲渡の報告及びその確約等を適正に行わなかった場合には、当該上場会社に対して、改善報告書の提出を求めることができる。

- 2 当取引所は、上場会社が前項の規定により同項の報告書を当取引所に提出した場合において当取引所が必要かつ適当であると認めるときは、当該報告書を公衆の縦覧に供することができる。

第3節 削 除

（平成26.5.31変更）

第52条 削 除（平成26.5.31変更）

第4節 公 表

(公表措置)

第53条 当取引所は、次の各号に掲げる場合であって、当取引所が必要と認めるときは、その旨を公表することができる。

(1) 上場会社が第2章の規定に違反したと当取引所が認める場合

(1)の2 上場会社が第26条第1項の規定に違反したと当取引所が認める場合

(2) 上場会社が第4章第1節の規定に違反したと当取引所が認める場合

(3) 上場会社が会社法第331条、第335条、第337条又は第400条の規定に違反した場合

(平成24.4.1変更)

2 上場会社は、第29条から第33条までの規定のいずれかに違反した場合又は前項第3号に該当した場合は、直ちに当取引所に報告するものとする。

第5節 上場契約違約金

(平成25.9.13追加)

(上場契約違約金)

第54条 当取引所は、次の各号に掲げる場合において、当該上場会社が当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと当取引所が認めるときは、当該上場会社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることができる。この場合には、当取引所はその旨を公表するものとする。

(1) 上場会社が第2章の規定に違反したと当取引所が認める場合

(2) 上場会社が第4章第1節の規定に違反したと当取引所が認める場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、上場会社が有価証券上場規程その他の規則に違反したと当取引所が認める場合

(平成25.9.13追加)

2 上場会社は、前項の規定により上場契約違約金の支払いを求められた場合は、当取引所が定めるところにより、当該上場契約違約金を支払わなければならない。

(平成25.9.13追加)

第6章 雑 則

(本国等の法制度等の勘案)

第55条 上場有価証券の発行者が外国又は外国法人である場合の当該外国又は外国法人に対するこの規則の適用にあたっては、当該外国又は外国法人の本国等における法制度、実務慣行等を勘案するものとする。

(平成25.9.13第54条を第55条に繰下)

(上場会社以外の上場有価証券の発行者に係る適用)

第56条 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当該上場有価証券の特性を勘案し、第2章の規定に準じて開示を行うものとする。

(平成25.9.13第55条第1項を第56条第1項に繰下)

- 2 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当該上場有価証券の特性を勘案し、第3章第1節の規定に準じて当取引所に対する書類の提出等その他当取引所が必要と認める書類の提出等を行うものとする。

(平成25.9.13第55条第2項を第56条第2項に繰下)

- 3 第47条から第50条まで、第53条及び第54条の規定は、上場会社以外の上場有価証券の発行者に対する実効性の確保について準用する。

(平成25.9.13第55条第3項を第56条第3項に繰下・変更)

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年11月9日から施行する。
- 2 前項の規定による改正前の規定によってした措置等であつて、改正後の規定に相当の規定があるものは、改正後の相当の規定によってしたものとみなす。
- 3 改正後の第2条(第三者割当に係る部分に限る。)及び第34条の規定は、施行日以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。
- 4 改正後の第10条(改正後の第36条第3項により準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に発行に係る決議又は決定が行われるCB等から適用する。
- 5 改正後の第11条の規定は、施行日以後に事業年度の末日が到来する上場会社の開示から適用することとし、施行日前に事業年度の末日が到来する上場会社の開示については、なお従前の例による。
- 6 改正後の第31条及び第32条の規定は、施行日から1年を経過した日以後最初に終了する事業年度の末日から起算して3か月目の日を迎えた上場会社から適用する。
- 7 第1項の規定にかかわらず、改正後の第33条の規定は、平成22年7月1日から適用する

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年2月10日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1号a1の規定は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る内部統制報告書から適用する。
- 3 改正後の第9条の2の規定は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度の経過後に行うべき開示から適用する。
- 4 改正後の第31条の2の規定は、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日の翌日から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成22年6月30日から施行する。
- 2 四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示については、改正後の第4条の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後最初に終了する四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。
- 3 事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容が定まった場合の開示については、改正後の第4条の規定は、平成23年3月1日以後最初に終了する事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。
- 4 改正後の第16条第2項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会

計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。

付 則

この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成23年4月22日から施行し、同年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第26条第1項及び第53条第1項第1号の2の規定は、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この改正規定は、平成24年6月8日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成25年6月29日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成25年9月6日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。
- 2 改正後の第47条第2項から第7項までの規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に特設注意市場銘柄に指定する上場株券の発行者である上場会社から適用し、施行日において現に特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者である上場会社については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第54条第1項の規定は、施行日より前に行われた行為によって同項に該当する場合には適用しない。

(注) 「当取引所が定める日」は平成25年9月13日

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は平成26年1月23日

付 則

この改正規定は、平成26年2月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成26年5月31日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日の前日において現に開示注意銘柄に指定されている上場有価証券の発行者については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成26年7月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成27年6月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成29年3月31日から施行し、この改正規定施行の日以後最初に終了する事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。

付 則

この改正規定は、平成30年3月31日から施行する。

付 則

- 1 この別添の改正は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 この改正する別添の施行の日（以下「施行日」という。）において現に本則市場に上場されている内国株券の発行者及び現に当取引所が本則市場への新規上場を承認している内国株券の発行者（現に国内の他の金融商品取引所の本則市場以外の市場に上場されている内国株券の発行者又は現にその市場への新規上場を承認されている内国株券の発行者を除く。）は、第19条第2項の規定にかかわらず、改正後の別添「コーポレートガバナンス・コード」（以下「コード」という。）に関する事項（第31条の3に規定するコードの各原則を実施しない理由を含む。以下同じ。）について記載した第19条第1項に規定する報告書を、準備が出来次第速やかに、かつ、遅くとも平成30年12月末日までに提出するものとする。
- 3 施行日以後平成30年12月末日までに当取引所が本則市場への新規上場を承認した内国株券の発行者（当該期間において国内の他の金融商品取引所の本則市場以外の市場に上場されている内国株券の発行者又はその市場への新規上場を承認された内国株券の発行者を除く。）は、有価証券上場規程第7条の5の規定に基づき提出する書類に、改正前のコードに関する事項について記載することができるものとする。この場合において、改正前のコードに関する事項について記載した書類を提出した内国株券の発行者は、改正後のコードに関する事項について記載した書類を、準備が出来次第速やかに、かつ、遅くとも平成30年12月末日までに提出するものとする。

付 則

- 1 この改正規定は、平成31年7月16日から施行し、同月18日以後に基準日等が到来する株式分割又は株式無償割当てから適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成31年7月16日から施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和2年11月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の2の規定は、施行日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。
- 3 改正後の第47条第1項第1号の規定は、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 改正後の第31条の4の規定は、この改正規定施行の日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日

翌日から適用する。

別添

コーポレートガバナンス・コード

第1章 株主の権利・平等性の確保

【基本原則1】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

考え方

上場会社には、株主を含む多様なステークホルダーが存在しており、こうしたステークホルダーとの適切な協働を欠いては、その持続的な成長を実現することは困難である。その際、資本提供者は重要な要であり、株主はコーポレートガバナンスの規律における主要な起点でもある。上場会社には、株主が有する様々な権利が実質的に確保されるよう、その円滑な行使に配慮することにより、株主との適切な協働を確保し、持続的な成長に向けた取組みに邁進することが求められる。

また、上場会社は、自らの株主を、その有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱う会社法上の義務を負っているところ、この点を実質的にも確保していることについて広く株主から信認を得ることは、資本提供者からの支持の基盤を強化することにも資するものである。

【原則1-1. 株主の権利の確保】

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

補充原則

1-1① 取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

1-1② 上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体

制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

- 1-1③ 上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることをしないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利(違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等)については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

【原則1-2. 株主総会における権利行使】

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

補充原則

- 1-2① 上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。
- 1-2② 上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnetや自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。
- 1-2③ 上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。
- 1-2④ 上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)や招集通知の英訳を進めるべきである。
- 1-2⑤ 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

【原則1-3. 資本政策の基本的な方針】

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

【原則 1-4. 政策保有株式】

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

補充原則

1-4① 上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。

1-4② 上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。

【原則 1-5. いわゆる買収防衛策】

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

補充原則

1-5① 上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

【原則 1-6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策】

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

【原則 1-7. 関連当事者間の取引】

上場会社とその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

考え方

上場会社には、株主以外にも重要なステークホルダーが数多く存在する。これらのステークホルダーには、従業員をはじめとする社内の関係者や、顧客・取引先・債権者等の社外の関係者、更には、地域社会のように会社の存続・活動の基盤をなす主体が含まれる。上場会社は、自らの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するためには、これらのステークホルダーとの適切な協働が不可欠であることを十分に認識すべきである。また、近時のグローバルな社会・環境問題等に対する関心の高まりを踏まえれば、いわゆるESG（環境、社会、統治）問題への積極的・能動的な対応をこれらに含めることも考えられる。

上場会社が、こうした認識を踏まえて適切な対応を行うことは、社会・経済全体に利益を及ぼすとともに、その結果として、会社自身にも更に利益がもたらされる、という好循環の実現に資するものである。

【原則2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

【原則2-2. 会社の行動準則の策定・実践】

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

補充原則

- 2-2① 取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

【原則 2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題】

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

補充原則

2-3① 取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

【原則 2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

【原則 2-5. 内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

補充原則

2-5① 上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する規律を整備すべきである。

【原則 2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

考え方

上場会社には、様々な情報を開示することが求められている。これらの情報が法令に基づき適時適切に開示されることは、投資家保護や資本市場の信頼性確保の観点から不可欠の要請であり、取締役会・監査役・監査役会・外部会計監査人は、この点に関し財務情報に係る内部統制体制の適切な整備をはじめとする重要な責務を負っている。

また、上場会社は、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

更に、我が国の上場会社による情報開示は、計表等については、様式・作成要領などが詳細に定められており比較可能性に優れている一方で、会社の財政状態、経営戦略、リスク、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項（いわゆるESG要素）などについて説明等を行ういわゆる非財務情報を巡っては、ひな型的な記述や具体性を欠く記述となっており付加価値に乏しい場合が少なくない、との指摘もある。取締役会は、こうした情報を含め、開示・提供される情報が可能な限り利用者にとって有益な記載となるよう積極的に関与を行う必要がある。

法令に基づく開示であれそれ以外の場合であれ、適切な情報の開示・提供は、上場会社の外側において情報の非対称性の下におかれている株主等のステークホルダーと認識を共有し、その理解を得るための有力な手段となり得るものであり、「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版ステュワードシップ・コード》」を踏まえた建設的な対話にも資するものである。

【原則 3-1. 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記（iv）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

補充原則

- 3-1① 上記の情報の開示（法令に基づく開示を含む）に当たって、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。
- 3-1② 上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

【原則 3-2. 外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

補充原則

- 3-2① 監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。
 - (i) 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
 - (ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認
- 3-2② 取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。
 - (i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
 - (ii) 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
 - (iii) 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
 - (iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

第4章 取締役会等の責務

【基本原則4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

考え方

上場会社は、通常、会社法（平成26年改正後）が規定する機関設計のうち主要な3種類（監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社）のいずれかを選択することとされている。前者（監査役会設置会社）は、取締役会と監査役・監査役会に統治機能を担わせる我が国独自の制度である。その制度では、監査役は、取締役・経営陣等の職務執行の監査を行うこととされており、法律に基づく調査権限が付与されている。また、独立性と高度な情報収集能力の双方を確保すべく、監査役（株主総会で選任）の半数以上は社外監査役とし、かつ常勤の監査役を置くこととされている。後者の2つは、取締役会に委員会を設置して一定の役割を担わせることにより監督機能の強化を目指すものであるという点において、諸外国にも類例が見られる制度である。上記の3種類の機関設計のいずれを採用する場合でも、重要なことは、創意工夫を施すことによりそれぞれの機関の機能を実質的かつ十分に発揮させることである。

また、本コードを策定する大きな目的の一つは、上場会社による透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を促すことにあるが、上場会社の意思決定のうちには、外部環境の変化その他の事情により、結果として会社に損害を生じさせることとなるものが無いとは言い切れない。その場合、経営陣・取締役が損害賠償責任を負うか否かの判断に際しては、一般的に、その意思決定の時点における意思決定過程の合理性が重要な考慮要素の一つとなるものと考えられるが、本コードには、ここでいう意思決定過程の合理性を担保することに寄与すると考えられる内容が含まれており、本コードは、上場会社の透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を促す効果を持つこととなるものと期待している。

【原則４－１．取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

補充原則

- ４－１① 取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるののかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。
- ４－１② 取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。
- ４－１③ 取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者（CEO）等の後継者計画（プランニング）の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。

【原則４－２．取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

補充原則

- ４－２① 取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

【原則４－３．取締役会の役割・責務(3)】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

補充原則

- 4-3① 取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。
- 4-3② 取締役会は、CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任すべきである。
- 4-3③ 取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。
- 4-3④ コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なりスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

【原則4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

補充原則

- 4-4① 監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

【原則4-5. 取締役・監査役等の受託者責任】

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

【原則4-6. 経営の監督と執行】

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

【原則４－７．独立社外取締役の役割・責務】

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- (i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (iii) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも２名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、少なくとも３分の１以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

補充原則

４－８① 独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的で開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

４－８② 独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

【原則４－10．任意の仕組みの活用】

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

補充原則

４－10① 上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする

任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置することにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

【原則 4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

補充原則

- 4-11① 取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。
- 4-11② 社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。
- 4-11③ 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

【原則 4-12. 取締役会における審議の活性化】

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

補充原則

- 4-12① 取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。
- (i) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
 - (ii) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
 - (iii) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
 - (iv) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
 - (v) 審議時間を十分に確保すること

【原則 4-13. 情報入手と支援体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

補充原則

4-13① 社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

4-13② 取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

4-13③ 上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

【原則 4-14. 取締役・監査役トレーニング】

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

補充原則

4-14① 社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

4-14② 上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

第5章 株主との対話

【基本原則5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

考え方

「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」の策定を受け、機関投資家には、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）を行うことが求められている。

上場会社にとっても、株主と平素から対話を行い、具体的な経営戦略や経営計画などに対する理解を得るとともに懸念があれば適切に対応を講じることは、経営の正統性の基盤を強化し、持続的な成長に向けた取組みに邁進する上で極めて有益である。また、一般に、上場会社の経営陣・取締役は、従業員・取引先・金融機関とは日常的に接触し、その意見に触れる機会には恵まれているが、これらはいずれも貸金債権、貸付債権等の債権者であり、株主と接する機会は限られている。経営陣幹部・取締役が、株主との対話を通じてその声に耳を傾けることは、資本提供者の目線からの経営分析や意見を吸収し、持続的な成長に向けた健全な企業家精神を喚起する機会を得る、ということも意味する。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

補充原則

5-1① 株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。

5-1② 株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- (i) 株主との対話全般について、下記(ii)～(v)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

- (ii) 対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策
- (iii) 個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やIR活動）の充実に関する取組み
- (iv) 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- (v) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

5-1③ 上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

【原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

[平成27.6.1追加、30.6.1変更]